

# 福祉情報

## 児童手当の現況届を提出してください

児童手当および児童手当特例給付金を受けている方は、毎年6月中に養育等の状況などを確認するため、現況届を提出する必要がありますので、必ず提出してください。

日代・四浦・保戸島地区の方は、各出張所に提出してください。

※現在、所得制限を越えて児童手当を受けられていない方も、受給が可能となる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

▼提出期限 6月30日(火)  
▼提出先・問い合わせ先  
福祉事務所 子育て支援班

☎82-95519

## 心の健康相談

▼内容 心の相談、精神保健・福祉・医療・日常生活・社会復帰に関すること、認知症、

アルコール・薬物依存症、ひきこもりなど

▼相談日・相談担当者  
保健師による相談日  
(保健福祉相談) 6月11日(木)  
専門医による相談日

6月25日(木)

▼時間 13時30分～14時30分

▼相談場所 中部保健所(臼杵保健所) 診察室

※予約制 面接相談

※秘密は厳守します。

▼問い合わせ先

中部保健所 地域保健課

☎62-91771

## 戦没者等の遺族の皆さんへ

特別弔慰金が支給されます

平成17年4月1日から平成21年3月31日までの間に年金給付の受給権者が亡くなるなどしたことにより、平成21年4月1日において年金給付の受給権者がいない場合に、戦没者等の死亡当時の三親等内親族に支給される場合があります。詳しくは、福祉事務所までお問い合わせください。

▼支給内容 額面24万円の記

名国債(6年償還)

▼請求期間 平成21年4月1日から平成24年4月2日まで  
▼請求窓口・問い合わせ先  
福祉事務所 ☎82-95519

## 重度心身障害者医療費給付事業受給資格の更新手続きをお願いします

重度心身障害者医療費給付事業とは、次の「対象者」に該当される方が病院や歯医者さんで支払われたお金・お薬代などの全部または一部を助成する制度です。この制度による助成を受けるためには、毎年受給資格の更新手続きが必要です。お忘れのないようお願いいたします。  
※保険適用外の費用、食事療養費については助成対象外です。  
また、この制度には所得制限があります。

▼対象者 市内に住所を有する方で①身体障害者手帳1、2級の所持者 ②療育手帳A1、A2の所持者 ③身体障害者手帳3級所持者でIQ50以下の方等 ④精神障害者保健福祉手帳1級の所持者

(ただし、精神病床における入院に要した経費を除く)

▼手続きに必要なもの  
印鑑、手帳、健康保険証、受給者証

▼手続期限 6月30日(火)

▼手続場所

福祉事務所および各出張所

▼問い合わせ先

福祉事務所 ☎82-95519

## うばめ園交流事業

「身体を目覚めさせよう!」

▼日時 6月9日(火)

10時～11時

▼場所 うばめ園地域活動支援センターあゆみ ホール

▼内容「演歌ビクス」  
運動療法インストラクター

工藤宏一氏

※参加費は無料です。事前に申込をお願いします。当日は運動靴をご持参ください。また演歌ビクス終了後にトレーニング等に関する相談も受け付けます。

▼申込・問い合わせ先

地域活動支援センターあゆみ  
☎82-0353